



企第63号

令和3年(2021年)12月3日

小田原市行政改革推進委員会委員長 様

小田原市長 守屋 輝彦



今後の行政改革の推進について(諮問)

小田原市行政改革推進委員会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

1 諮問事項

持続可能な行財政運営の確立と市民ニーズに即応した行政サービスの確立に向けた今後の行政改革の推進について

- (1) 視点について
- (2) 重点推進項目について

2 諮問理由

本市が将来にわたって持続可能なまちであり続けられるよう、ポストコロナ社会を見据え、これまでの本市の取組を踏まえた今後の行政改革について貴委員会の意見を求めます。